

千葉県報

号外
令和6年10月18日

主要目次

規則

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規

則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年千葉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第十五条第十五号中「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第十六号から第二十号まで及び第三十八号から第四十三号までの規定中「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改める。
（住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平

成二十五年千葉県規則第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八